

鳥栖市地域防災計画の修正に係る新旧対照表

項	現行	修正後	備考
	目次	目次	
第1編	総則	第1編 総則	
第1章	総則	第1章 総則	
第1節	計画の目的	第1節 計画の目的	1
第2節	計画の性格	第2節 計画の性格	1
第3節	計画の構成	第3節 計画の構成	1
第4節	防災の基本理念	第4節 防災の基本理念	2
第5節	計画の推進	第5節 計画の推進	2
第2章	防災関係機関の責務と処理すべき事務及び業務の大綱	第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務及び業務の大綱	
第1節	実施責任	第1節 実施責任	3
第2節	処理すべき事務及び業務の大綱	第2節 処理すべき事務及び業務の大綱	5
第3章	本市の概況	第3章 本市の概況	
第1節	自然的環境	第1節 自然的環境	1 3
第2節	社会的環境	第2節 社会的環境	1 3
第2編	災害の特性と被害想定	第2編 災害の特性と被害想定	
第1章	風水害	第1章 風水害	
第1節	本市の気候	第1節 本市の気候	1 4
第2節	これまでの風水害被害	第2節 これまでの風水害被害	1 4
第3節	被害想定	第3節 被害想定	1 6
第2章	地震	第2章 地震	
第1節	本市の地域特性	第1節 本市の地域特性	
第1	本市の地勢、地質	第1 本市の地勢、地質	1 7
第2	本市の地盤	第2 本市の地盤	1 7
第3	活断層	第3 活断層	1 7
第2節	これまでの地震災害	第2節 これまでの地震災害	<u>2 0</u>
第3節	被害想定	第3節 被害想定	
第1	基本的考え方	第1 基本的考え方	<u>2 1</u>
第2	想定地震の設定	第2 想定地震の設定	<u>2 1</u>
第3	被害の想定	第3 被害の想定	<u>2 2</u>
第3編	災害予防・減災計画	第3編 災害予防・減災計画	
第1章	災害に強いひとづくり・まちづくり	第1章 災害に強いひとづくり・まちづくり	
第1節	災害に強いひとづくり	第1節 災害に強いひとづくり	
第1	自主防災組織の育成	第1 自主防災組織の育成	<u>4 0</u>
第2	消防団の育成強化	第2 消防団の育成強化	<u>4 0</u>
第3	企業防災の推進	第3 企業防災の推進	<u>4 0</u>
第4	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	<u>4 1</u>
第5	ボランティア活動の環境整備	第5 ボランティア活動の環境整備	<u>4 1</u>
第6	防災知識の普及・啓発	第6 防災知識の普及啓発	<u>4 1</u>
第7	防災訓練	第7 防災訓練	<u>4 2</u>
第8	災害教訓の伝承	第8 災害教訓の伝承	<u>4 2</u>
第9	技術者の育成・確保	第9 技術者の確保	<u>4 3</u>
第2節	災害に強いまちづくり	第2節 災害に強いまちづくり	
第1	市街地の整備	第1 市街地の整備	<u>4 3</u>

項	現行	修正後	備考
	第2 危険箇所の対策 <u>26</u>	第2 災害危険箇所の対策 <u>43</u>	
	第3 公共施設、交通施設等の整備 <u>28</u>	第3 公共施設、交通施設等の整備 <u>45</u>	
	第4 ライフライン施設の機能の確保 <u>28</u>	第4 ライフライン施設の機能の確保 <u>46</u>	
	第5 建築物等の災害に対する安全性の強化 <u>30</u>	第5 建築物等の安全性の強化 <u>47</u>	
	第6 農作物の被害予防対策の推進 <u>30</u>	第6 農作物の被害予防対策の推進 <u>47</u>	
	第7 危険物施設等の保安の強化 <u>30</u>	第7 危険物施設等の保安の強化 <u>47</u>	
	第8 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画 <u>33</u>	第8 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画 <u>50</u>	
	第3節 災害応急活動対策の整備	第3節 災害応急活動対策の整備	
	第1 災害応急活動体制の整備・強化 <u>34</u>	第1 災害応急活動体制の整備・強化 <u>51</u>	
	第2 情報の収集、連絡・伝達体制の整備・強化 <u>35</u>	第2 情報の収集、連絡・伝達体制の整備・強化 <u>52</u>	
	第3 災害時の広報体制の整備・強化 <u>36</u>	第3 災害時の広報体制の整備・強化 <u>53</u>	
	第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化 <u>37</u>	第4 災害時の相互協力・応援体制の整備・強化 <u>54</u>	
	第4節 救急・医療体制の整備	第4節 救急・医療体制の整備	
	第1 救急・救助体制の整備 <u>38</u>	第1 救急・救助体制の整備 <u>55</u>	
	第2 災害時医療体制の整備 <u>38</u>	第2 災害時医療体制の整備 <u>55</u>	
	第5節 避難対策実施体制の整備 <u>39</u>	第5節 避難対策実施体制の整備 <u>56</u>	
	第6節 緊急輸送体制の整備	第6節 緊急輸送体制の整備	
	第1 道路輸送体制の整備 <u>42</u>	第1 道路輸送体制の整備 <u>59</u>	
	第2 航空輸送体制の整備 <u>42</u>	第2 航空輸送体制の整備 <u>59</u>	
	第7節 生活救援体制の整備	第7節 生活救援体制の整備	
	第1 物資調達体制の整備 <u>43</u>	第1 物資調達体制の整備 <u>60</u>	
	第2 応急給水体制の整備 <u>43</u>	第2 応急給水体制の整備 <u>60</u>	
	第3 ごみ・がれき処理体制の整備 <u>44</u>	第3 ごみ・がれき処理体制の整備 <u>60</u>	
	第4 し尿処理体制の整備 <u>44</u>	第4 し尿処理体制の整備 <u>61</u>	
	第5 公衆衛生対策実施体制の整備 <u>44</u>	第5 公衆衛生対策実施体制の整備 <u>61</u>	
	第8節 災害時「住」対策実施体制の整備 <u>45</u>	第8節 災害時「住」対策実施体制の整備 <u>61</u>	
	第9節 要配慮者支援体制の整備 <u>46</u>	第9節 要配慮者支援体制の整備 <u>62</u>	
	第10節 応急教育・保育体制の整備 <u>49</u>	第10節 応急教育・保育体制の整備 <u>65</u>	
	第11節 原子力災害対策の整備	第11節 原子力災害対策の整備	
	第1 情報収集・伝達及び広報体制の整備 <u>50</u>	第1 情報収集・伝達及び広報体制の整備 <u>66</u>	
	第2 緊急時モニタリングの実施体制の整備 <u>50</u>	第2 緊急時モニタリングの実施体制の整備 <u>66</u>	
	第3 避難住民の受入体制の整備 <u>50</u>	第3 避難住民の受入体制の整備 <u>66</u>	
	第12節 災害復旧・復興への備え <u>51</u>	第12節 災害復旧・復興への備え <u>67</u>	
	第4編 災害応急対策計画	第4編 災害応急対策計画	
	第1章 防災関係情報の収集・伝達経路	第1章 防災関係情報の収集・伝達経路	
	第1節 防災関係情報の種類、内容 <u>52</u>	第1節 防災関係情報の種類、内容 <u>68</u>	
	第2節 情報の伝達体制 <u>57</u>	第2節 情報の伝達体制 <u>75</u>	
	第2章 防災配備体制	第2章 防災配備体制	
	第1節 防災配備体制設置基準	第1節 防災配備体制設置基準	
	第1 配備の基準 <u>63</u>	第1 配備の基準 <u>81</u>	
	第2 非常時の参集・招集方法 <u>67</u>	第2 非常時の参集・招集方法 <u>85</u>	
	第2節 災害情報連絡室 <u>69</u>	第2節 災害情報連絡室 <u>87</u>	
	第3節 災害警戒本部 <u>71</u>	第3節 災害警戒本部 <u>89</u>	
	第4節 災害対策本部 <u>73</u>	第4節 災害対策本部 <u>91</u>	
	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	
	第1節 災害時の情報連絡体制	第1節 災害時の情報連絡体制	

項	現行	修正後	備考
第1	非常通信の手段 <u>83</u>	第1 非常通信の手段 <u>102</u>	
第2	災害時の通信連絡系統図 <u>84</u>	第2 災害時の通信連絡系統図 <u>103</u>	
第2節	災害時の調査	第2節 災害時の調査	
第1	概況調査 <u>85</u>	第1 概況調査 <u>104</u>	
第2	中間調査 <u>86</u>	第2 中間調査 <u>105</u>	
第3	確定調査 <u>88</u>	第3 確定調査 <u>107</u>	
第4	被害情報のとりまとめ・伝達 <u>88</u>	第4 被害情報のとりまとめ・伝達 <u>107</u>	
第5	被害状況等の報告 <u>89</u>	第5 被害状況等の報告 <u>108</u>	
第3節	災害時の広報	第3節 災害時の広報	
第1	災害情報等の広報 <u>91</u>	第1 災害情報等の広報 <u>110</u>	
第2	防災関係機関の広報 <u>92</u>	第2 報道機関への広報 <u>111</u>	
第3	報道機関への広報 <u>92</u>	第3 防災関係機関の広報 <u>112</u>	
第4節	相互協力・応援要請	第4節 相互協力・応援要請	
第1	自衛隊派遣要請 <u>94</u>	第1 自衛隊派遣要請 <u>113</u>	
第2	県知事への要請 <u>96</u>	第2 県知事への要請 <u>115</u>	
第3	他自治体、防災関係機関への要請 <u>97</u>	第3 他自治体、防災関係機関への要請 <u>116</u>	
第4	民間企業等への要請 <u>98</u>	第4 民間企業等への要請 <u>117</u>	
第5	受援のための措置 <u>99</u>	第5 受援のための措置 <u>117</u>	
第6	従事命令・協力命令 <u>100</u>	第6 従事命令・協力命令 <u>118</u>	
第7	ボランティアセンターの設置・運営 <u>101</u>	第7 ボランティアセンターの設置・運営 <u>119</u>	
第5節	避難対策	第5節 避難対策	
第1	避難情報 <u>104</u>	第1 避難情報 <u>122</u>	
第2	避難誘導等 <u>106</u>	第2 避難誘導等 <u>124</u>	
第3	主な施設における避難 <u>108</u>	第3 主な施設における避難 <u>126</u>	
第4	帰宅困難者対策 <u>109</u>	第4 帰宅困難者対策 <u>126</u>	
第5	大規模な避難 <u>109</u>	第5 大規模な避難 <u>127</u>	
第6	原子力災害による避難 <u>109</u>	第6 原子力災害による避難 <u>127</u>	
第7	避難所の開設 <u>110</u>	第7 避難所の開設 <u>128</u>	
第8	避難者の受入れ <u>111</u>	第8 避難者の受入れ <u>129</u>	
第9	避難所の運営 <u>111</u>	第9 避難所の運営 <u>129</u>	
第10	飲料水、生活用水の供給 <u>113</u>	第10 飲料水、生活用水の供給 <u>131</u>	
第11	食料、生活必需品の供給 <u>113</u>	第11 食料、生活必需品の供給 <u>131</u>	
第12	避難長期化への配慮 <u>113</u>	第12 避難長期化への配慮 <u>131</u>	
第13	避難所の統合・廃止 <u>113</u>	第13 避難所の統合・廃止 <u>131</u>	
第6節	災害救助法の適用	第6節 災害救助法の適用	
第1	災害救助法の適用基準 <u>114</u>	第1 災害救助法の適用基準 <u>132</u>	
第2	滅失世帯の算定基準 <u>115</u>	第2 被災世帯の算定基準 <u>133</u>	
第3	災害救助法の適用手続き <u>116</u>	第3 救助業務の実施者 <u>135</u>	
第4	災害救助法による救助の実施 <u>116</u>	第4 災害救助法の適用手続き <u>135</u>	
第5	救助業務の実施者 <u>116</u>	第5 災害救助法による救助の実施 <u>136</u>	
第7節	救助活動	第7節 救助活動	
第1	救助要員の編成 <u>118</u>	第1 救助要員の編成 <u>137</u>	
第2	救助資機材の確保 <u>118</u>	第2 救助資機材の確保 <u>137</u>	
第3	救助活動の実施 <u>118</u>	第3 救助活動の実施 <u>137</u>	
第4	自治会等による救助活動 <u>119</u>	第4 自治会等による救助活動 <u>138</u>	
第5	行方不明者の捜索 <u>119</u>	第5 行方不明者の捜索 <u>138</u>	
第6	救護所への傷病者の搬送 <u>120</u>	第6 救護所への傷病者の搬送 <u>139</u>	

項	現行	修正後	備考
	第7 安否情報の確認 <u>120</u>	第7 安否情報の確認 <u>139</u>	
	第8節 消火活動	第8節 消火活動	
	第1 出火防止、初期消火 <u>121</u>	第1 出火防止、初期消火 <u>140</u>	
	第2 消火活動 <u>121</u>	第2 消火活動 <u>140</u>	
	第9節 危険箇所の対策	第9節 危険箇所の対策	
	第1 危険箇所の警戒・情報収集 <u>122</u>	第1 危険箇所の警戒・情報収集 <u>141</u>	
	第2 安全対策の実施・応急措置 <u>123</u>	第2 安全対策の実施・応急措置 <u>142</u>	
	第3 広報及び避難 <u>123</u>	第3 広報及び避難 <u>142</u>	
	第10節 災害時の医療救護	第10節 災害時の医療救護	
	第1 後方医療体制の確立 <u>124</u>	第1 後方医療体制の確立 <u>143</u>	
	第2 医療班の編成 <u>124</u>	第2 医療班の編成 <u>143</u>	
	第3 医薬品・資機材の調達 <u>125</u>	第3 医薬品・資機材の調達 <u>144</u>	
	第4 現地救護所・臨時救護所・助産所の設置 <u>125</u>	第4 現地救護所・臨時救護所・助産所の設置 <u>144</u>	
	第5 現地救護所・臨時救護所の活動 <u>126</u>	第5 現地救護所・臨時救護所の活動 <u>145</u>	
	第6 後方医療機関への搬送 <u>126</u>	第6 後方医療機関への搬送 <u>145</u>	
	第7 巡回救護の実施 <u>127</u>	第7 巡回救護の実施 <u>146</u>	
	第8 心のケア対策 <u>127</u>	第8 心のケア対策 <u>146</u>	
	第11節 交通管制	第11節 交通管制	
	第1 交通規制 <u>128</u>	第1 交通規制 <u>147</u>	
	第2 緊急輸送道路の確保 <u>128</u>	第2 緊急輸送道路の確保 <u>147</u>	
	第3 運転者に対する広報 <u>129</u>	第3 運転者に対する広報 <u>148</u>	
	第12節 緊急輸送対策	第12節 緊急輸送対策	
	第1 緊急輸送 <u>130</u>	第1 緊急輸送 <u>149</u>	
	第2 ヘリポートの設置 <u>130</u>	第2 ヘリポートの設置 <u>149</u>	
	第3 緊急通行車両の届出 <u>131</u>	第3 緊急通行車両の届出 <u>150</u>	
	第4 緊急輸送実施体制 <u>131</u>	第4 緊急輸送実施体制 <u>150</u>	
	第5 物資輸送拠点の設置 <u>132</u>	第5 物資輸送拠点の設置 <u>151</u>	
	第13節 ライフラインの応急対策	第13節 ライフラインの応急対策	
	第1 上水道の応急・復旧対策 <u>133</u>	第1 上水道の応急・復旧対策 <u>152</u>	
	第2 下水道の応急・復旧対策 <u>134</u>	第2 下水道の応急・復旧対策 <u>153</u>	
	第3 工業用水道の応急・復旧対策 <u>134</u>	第3 工業用水道の応急・復旧対策 <u>153</u>	
	第4 電気の応急・復旧対策 <u>134</u>	第4 電気の応急・復旧対策 <u>153</u>	
	第5 電話の応急・復旧対策 <u>134</u>	第5 電話の応急・復旧対策 <u>153</u>	
	第6 ガスの応急・復旧対策 <u>135</u>	第6 ガスの応急・復旧対策 <u>154</u>	
	第7 鉄道の応急・復旧対策 <u>135</u>	第7 鉄道の応急・復旧対策 <u>154</u>	
	第14節 公共施設等の応急対策	第14節 公共施設等の応急対策	
	第1 市の施設並びにその他の公共施設の応急・復旧対策 <u>136</u>	第1 市の施設並びにその他の公共施設の応急・復旧対策 <u>155</u>	
	第2 道路・橋梁の応急・復旧対策 <u>136</u>	第2 道路及び橋梁の応急・復旧対策 <u>155</u>	
	第3 河川管理施設の応急・復旧対策 <u>137</u>	第3 河川管理施設の応急・復旧対策 <u>156</u>	
	第4 砂防施設等の応急・復旧対策 <u>138</u>	第4 砂防施設等の応急・復旧対策 <u>157</u>	
	第5 治山施設等の応急・復旧対策 <u>138</u>	第5 治山施設等の応急・復旧対策 <u>157</u>	
	第6 農地農業用施設の応急・復旧対策 <u>138</u>	第6 農地農業用施設の応急・復旧対策 <u>157</u>	
	第15節 生活救援対策	第15節 生活救援対策	
	第1 緊急給水 <u>139</u>	第1 緊急給水 <u>158</u>	
	第2 飲料水、生活用水の給水 <u>140</u>	第2 飲料水、生活用水の給水 <u>159</u>	
	第3 食料等の応急配給 <u>142</u>	第3 食料等の応急配給 <u>161</u>	
	第4 食料の需要の把握 <u>142</u>	第4 食料の需要の把握 <u>161</u>	

項	現行	修正後	備考
	第5 食料の確保・供給 <u>142</u>	第5 食料の確保・供給 <u>161</u>	
	第6 炊き出しの実施 <u>144</u>	第6 炊き出しの実施 <u>163</u>	
	第7 生活必需品の需要の把握 <u>144</u>	第7 生活必需品の需要の把握 <u>163</u>	
	第8 生活必需品の確保・供給 <u>144</u>	第8 生活必需品の確保・供給 <u>163</u>	
	第9 義援物資・義援金の受入れ・配分 <u>145</u>	第9 義援物資・義援金の受入れ・配分 <u>164</u>	
	第10 災害時総合相談窓口業務 <u>147</u>	第10 災害時総合相談窓口業務 <u>166</u>	
	第11 <u>り</u> 災証明 <u>148</u>	第11 <u>罹</u> 災証明 <u>167</u>	
第16節	災害時における「住」対策	第16節 災害時における「住」対策	
	第1 被災住宅の解体、撤去 <u>150</u>	第1 被災住宅の解体、撤去 <u>169</u>	
	第2 被災住宅の応急修理 <u>150</u>	第2 被災住宅の応急修理 <u>169</u>	
	第3 応急仮設住宅の需要の把握 <u>151</u>	第3 応急仮設住宅の需要の把握 <u>170</u>	
	第4 応急仮設住宅の用地の確保及び建設 <u>151</u>	第4 応急仮設住宅の用地の確保及び建設 <u>170</u>	
	第5 応急仮設住宅の入居者の募集・選定 <u>152</u>	第5 応急仮設住宅の入居者の募集・選定 <u>171</u>	
	第6 公営・民間住宅等の確保 <u>152</u>	第6 公営・民間住宅等の確保 <u>172</u>	
	第7 公営・民間住宅の入居者の選定 <u>153</u>	第7 公営・民間住宅の入居者の選定 <u>172</u>	
第16節	災害時の環境・衛生対策	第17節 災害時の環境・衛生対策	
	第1 食中毒の予防 <u>154</u>	第1 食中毒の予防 <u>173</u>	
	第2 被災地の保険衛生・防疫活動 <u>154</u>	第2 被災地の保険衛生・防疫活動 <u>173</u>	
	第3 仮設トイレの設置 <u>156</u>	第3 仮設トイレの設置 <u>175</u>	
	第4 し尿の収集・処理 <u>156</u>	第4 し尿の収集・処理 <u>175</u>	
	第5 生活ごみの処理 <u>156</u>	第5 生活ごみの処理 <u>175</u>	
	第6 災害廃棄物処理の計画・実施 <u>157</u>	第6 災害廃棄物処理の計画・実施 <u>176</u>	
	第7 遺体の処理 <u>157</u>	第7 遺体の処理 <u>176</u>	
	第8 遺体の埋火葬 <u>158</u>	第8 遺体の埋火葬 <u>177</u>	
第18節	災害時の警備対策	第18節 災害時の警備対策	
	第1 被災地内の安全確保 <u>160</u>	第1 被災地内の安全確保 <u>179</u>	
	第2 被災地内の社会秩序の維持 <u>160</u>	第2 被災地内の社会秩序の維持 <u>179</u>	
第19節	要配慮者支援対策	第19節 要配慮者支援対策	
	第1 要配慮者の避難支援・安否確認 <u>161</u>	第1 要配慮者の避難支援・安否確認 <u>180</u>	
	第2 孤児、遺児の保護 <u>161</u>	第2 孤児、遺児の保護 <u>180</u>	
	第3 高齢者、障害者の保護 <u>162</u>	第3 高齢者、障害者の保護 <u>181</u>	
	第4 避難所での要配慮者支援対策 <u>162</u>	第4 避難所での要配慮者支援対策 <u>181</u>	
	第5 福祉避難所の確保と移送 <u>162</u>	第5 福祉避難所の確保と移送 <u>181</u>	
	第6 巡回ケア・広報・相談窓口の設置 <u>162</u>	第6 巡回ケア対策及び広報・相談窓口の設置 <u>182</u>	
	第7 応急仮設住宅の供給と復旧期ケア対策 <u>163</u>	第7 応急仮設住宅の供給と復旧期ケア対策 <u>182</u>	
	第8 外国人対策 <u>163</u>	第8 外国人対策 <u>183</u>	
第20節	応急教育・応急保育	第20節 応急教育・応急保育	
	第1 学校の災害直後の措置 <u>164</u>	第1 学校の災害直後の措置 <u>183</u>	
	第2 児童・生徒・教職員の安否確認 <u>164</u>	第2 児童、生徒及び教職員の安否確認 <u>184</u>	
	第3 応急教育の実施 <u>165</u>	第3 応急教育の実施 <u>184</u>	
	第4 保育所の災害直後の措置 <u>166</u>	第4 保育所の災害直後の措置 <u>185</u>	
	第5 園児・職員の安否確認 <u>166</u>	第5 園児及び職員の安否確認 <u>185</u>	
	第6 応急保育の実施 <u>166</u>	第6 応急保育の実施 <u>185</u>	
第21節	農産物等対策	第21節 農産物等対策	
	第1 農産物応急対策 <u>167</u>	第1 農産物応急対策 <u>186</u>	
	第2 家畜応急対策 <u>167</u>	第2 家畜応急対策 <u>186</u>	
第22節	危険物等の保安計画	第22節 危険物等の保安計画	

項	現行	修正後	備考
1	第1 火薬類の保安 …………… <u>168</u>	第1 火薬類の保安 …………… <u>187</u>	
	第2 高圧ガスの保安 …………… <u>168</u>	第2 高圧ガスの保安 …………… <u>187</u>	
	第3 石油類及び化学製品類の保安 …………… <u>169</u>	第3 石油類及び化学製品類の保安 …………… <u>188</u>	
	第4 放射性物質の保安 …………… <u>169</u>	第4 放射性物質の保安 …………… <u>188</u>	
	第5 毒物・劇物の保安 …………… <u>169</u>	第5 毒物・劇物の保安 …………… <u>188</u>	
	第23節 石油等の大量流出の防除対策計画	第23節 石油等の大量流出の防除対策計画	
	第1 石油等の大量流出の防除対策 …………… <u>171</u>	第1 石油等の大量流出の防除対策 …………… <u>189</u>	
	第24節 応急金融対策	第24節 応急金融対策	
	第1 応急金融対策 …………… <u>173</u>	第1 応急金融対策 …………… <u>190</u>	
	第25節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール …………… <u>175</u>	第25節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール …………… <u>192</u>	
	第5編 災害復旧・復興計画	第5編 災害復旧・復興計画	
	第1章 災害復旧・復興計画	第1章 災害復旧・復興計画	
	第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	
	第1 復旧・復興に係る基本方向の決定 …………… <u>177</u>	第1 災害復旧・復興事業 …………… <u>194</u>	
	第2 迅速な原状復旧 …………… <u>177</u>	第2 迅速な原状復旧 …………… <u>194</u>	
	第3 計画的復興 …………… <u>179</u>	第3 計画的復興 …………… <u>196</u>	
	第2節 市民生活安定のための支援	第2節 市民生活安定のための支援	
	第1 被災者の生活確保 …………… <u>180</u>	第1 被災者の生活確保 …………… <u>197</u>	
	第2 農林業に対する復旧・復興金融の確保 …………… <u>182</u>	第2 農林業に対する復旧・復興資金の確保 …………… <u>199</u>	
	第3 中小企業者等に対する復旧・復興金融の確保 …………… <u>182</u>	第3 中小企業者等に対する復旧・復興資金の確保 …………… <u>199</u>	
第4 義援金の受入れ・配分 …………… <u>183</u>	第4 義援金品の受入れ・配分 …………… <u>200</u>		
第1編 総則	第1編 総則		
第1章 総則	第1章 総則		
第1節 計画の目的 (略)	第1節 計画の目的 (略)		
第2節 計画の性格	第2節 計画の性格		
(略)	(略)		
④ 迅速な復旧・復興を踏まえたものとする。	④ 迅速な復旧・復興を踏まえたものとし、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。		
4 今後、防災基本計画及び佐賀県地域防災計画等が修正された場合や本市を取り巻く条件、防災に関する情勢に変化が生じた場合など、この計画に反映させる必要があると認める場合に修正するものである。	4 今後、 <u>国</u> の防災基本計画及び佐賀県地域防災計画等が修正された場合や本市を取り巻く条件、防災に関する情勢に変化が生じた場合など、この計画に反映させる必要があると認める場合に <u>は</u> 修正するものとする。		
第4節 防災の基本理念 (略)	第4節 防災の基本理念 (略)		
1 (略)	1 (略)		
2 災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。	2 災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。 <u>「人命第一で。対策は前広に幅広に。」(令和元年佐賀豪雨災害の教訓化事項)</u>		
2			

項	現行	修正後	備考																																						
	<p>また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、防災関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>3 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」</p> <p>第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務及び業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>3 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。</p> <p>併せて、市及び県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。</p> <p>1 ～ 9 (略)</p> <p>第2節 処理すべき事務及び業務の大綱</p> <p>市、県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。</p> <p>1 市</p> <table border="1" data-bbox="201 1180 1359 1885"> <thead> <tr> <th>処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>○ 市防災会議及び市災害対策本部に関する事</td></tr> <tr><td>○ 防災に関する調査、研究に関する事</td></tr> <tr><td>○ 市内の保全事業等に関する事</td></tr> <tr><td>○ 防災に関する組織の整備に関する事</td></tr> <tr><td>○ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関する事</td></tr> <tr><td>○ 防災に関する物資等の備蓄に関する事</td></tr> <tr><td>○ 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関する事</td></tr> <tr><td>○ 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関する事</td></tr> <tr><td>○ 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関する事</td></tr> <tr><td>○ 災害時の広報に関する事</td></tr> <tr><td>○ 避難の<u>勧告</u>・指示等に関する事</td></tr> <tr><td>○ 避難所の開設・運営に関する事</td></tr> <tr><td>○ 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>○ 災害時における消防団との連絡調整に関する事</td></tr> <tr><td>○ 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関する事</td></tr> <tr><td>○ 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関する事</td></tr> <tr><td>○ 被災市有施設及び設備の応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>○ 災害時の交通及び輸送の確保に関する事</td></tr> </tbody> </table>	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務	○ 市防災会議及び市災害対策本部に関する事	○ 防災に関する調査、研究に関する事	○ 市内の保全事業等に関する事	○ 防災に関する組織の整備に関する事	○ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関する事	○ 防災に関する物資等の備蓄に関する事	○ 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関する事	○ 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関する事	○ 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関する事	○ 災害時の広報に関する事	○ 避難の <u>勧告</u> ・指示等に関する事	○ 避難所の開設・運営に関する事	○ 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関する事	○ 災害時における消防団との連絡調整に関する事	○ 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関する事	○ 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関する事	○ 被災市有施設及び設備の応急措置に関する事	○ 災害時の交通及び輸送の確保に関する事	<p>また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、防災関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>3 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」</p> <p>第2章 防災関係機関の責務と処理すべき事務及び業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。</p> <p>併せて、市及び県を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等が一体となって最善の対策をとらなければならない。</p> <p><u>特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</u></p> <p>1 ～ 9 (略)</p> <p>第2節 処理すべき事務及び業務の大綱</p> <p>市、県、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。</p> <p>1 市</p> <table border="1" data-bbox="1451 1180 2608 1885"> <thead> <tr> <th>処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>○ 市防災会議及び市災害対策本部に関する事</td></tr> <tr><td>○ 防災に関する調査、研究に関する事</td></tr> <tr><td>○ 市内の保全事業等に関する事</td></tr> <tr><td>○ 防災に関する組織の整備に関する事</td></tr> <tr><td>○ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関する事</td></tr> <tr><td>○ 防災に関する物資等の備蓄に関する事</td></tr> <tr><td>○ 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関する事</td></tr> <tr><td>○ 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関する事</td></tr> <tr><td>○ 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関する事</td></tr> <tr><td>○ 災害時の広報に関する事</td></tr> <tr><td>○ 避難<u>指示等の避難情報</u>に関する事</td></tr> <tr><td>○ 避難所の開設・運営に関する事</td></tr> <tr><td>○ 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>○ 災害時における消防団との連絡調整に関する事</td></tr> <tr><td>○ 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関する事</td></tr> <tr><td>○ 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関する事</td></tr> <tr><td>○ 被災市有施設及び設備の応急措置に関する事</td></tr> <tr><td>○ 災害時の交通及び輸送の確保に関する事</td></tr> </tbody> </table>	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務	○ 市防災会議及び市災害対策本部に関する事	○ 防災に関する調査、研究に関する事	○ 市内の保全事業等に関する事	○ 防災に関する組織の整備に関する事	○ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関する事	○ 防災に関する物資等の備蓄に関する事	○ 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関する事	○ 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関する事	○ 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関する事	○ 災害時の広報に関する事	○ 避難 <u>指示等の避難情報</u> に関する事	○ 避難所の開設・運営に関する事	○ 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関する事	○ 災害時における消防団との連絡調整に関する事	○ 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関する事	○ 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関する事	○ 被災市有施設及び設備の応急措置に関する事	○ 災害時の交通及び輸送の確保に関する事	
処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務																																									
○ 市防災会議及び市災害対策本部に関する事																																									
○ 防災に関する調査、研究に関する事																																									
○ 市内の保全事業等に関する事																																									
○ 防災に関する組織の整備に関する事																																									
○ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関する事																																									
○ 防災に関する物資等の備蓄に関する事																																									
○ 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関する事																																									
○ 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関する事																																									
○ 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関する事																																									
○ 災害時の広報に関する事																																									
○ 避難の <u>勧告</u> ・指示等に関する事																																									
○ 避難所の開設・運営に関する事																																									
○ 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関する事																																									
○ 災害時における消防団との連絡調整に関する事																																									
○ 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関する事																																									
○ 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関する事																																									
○ 被災市有施設及び設備の応急措置に関する事																																									
○ 災害時の交通及び輸送の確保に関する事																																									
処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務																																									
○ 市防災会議及び市災害対策本部に関する事																																									
○ 防災に関する調査、研究に関する事																																									
○ 市内の保全事業等に関する事																																									
○ 防災に関する組織の整備に関する事																																									
○ 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関する事																																									
○ 防災に関する物資等の備蓄に関する事																																									
○ 防災思想・知識の普及、防災訓練の実施に関する事																																									
○ 市内の公共的団体、自主防災組織の育成充実に関する事																																									
○ 気象情報等の伝達、災害情報の収集、連絡及び被害状況の調査、報告に関する事																																									
○ 災害時の広報に関する事																																									
○ 避難 <u>指示等の避難情報</u> に関する事																																									
○ 避難所の開設・運営に関する事																																									
○ 災害の防御と被害拡大の防止のための応急措置に関する事																																									
○ 災害時における消防団との連絡調整に関する事																																									
○ 被災者の救助、医療救護等の措置及び支援（収容を含む）に関する事																																									
○ 防疫その他保健衛生、廃棄物処理に関する事																																									
○ 被災市有施設及び設備の応急措置に関する事																																									
○ 災害時の交通及び輸送の確保に関する事																																									

項	現行	修正後	備考												
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者、避難行動要支援者対策に関する事 ○ ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関する事 ○ 他の市町村との相互応援に関する事 ○ 災害時の文教対策に関する事 ○ 災害復旧・復興の実施に関する事 ○ 原子力災害対策に関する事 ○ その他市の所掌事務についての防災対策に関する事 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者、避難行動要支援者対策及び個別避難計画作成に関する事 ○ ボランティア活動の環境整備、受入窓口に関する事 ○ 他の市町村との相互応援に関する事 ○ 災害時の文教対策に関する事 ○ 災害復旧・復興の実施に関する事 ○ 原子力災害対策に関する事 ○ その他市の所掌事務についての防災対策に関する事 													
6	<p>(略)</p> <p>4 警察署</p>	<p>(略)</p> <p>4 警察署</p>													
	<p style="text-align: center;">処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害警備計画に関する事 ○ 警察通信確保に関する事 ○ 関係機関との連絡調整に関する事 ○ 災害装備資機材の確保に関する事 ○ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ○ 防災知識の普及に関する事 ○ 災害情報の収集及び伝達に関する事 ○ 被害実態の把握に関する事 ○ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事 ○ 行方不明者の調査に関する事 ○ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事 ○ 不法事案等の予防及び取締りに関する事 ○ 被災地、避難所、重要施設等の警戒に関する事 ○ 避難路及び緊急交通路の確保に関する事 ○ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事 ○ 広報活動に関する事 ○ 死体の見分・検視に関する事 	<p style="text-align: center;">処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害警備計画に関する事 ○ 警察通信確保に関する事 ○ 関係機関との連絡調整に関する事 ○ 災害装備資機材の確保に関する事 ○ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ○ 防災知識の普及に関する事 ○ 災害情報の収集及び伝達に関する事 ○ 被害実態の把握に関する事 ○ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事 ○ 行方不明者の調査に関する事 ○ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難の指示、避難誘導等に関する事 ○ 不法事案等の予防及び取締りに関する事 ○ 被災地、避難所、重要施設等の警戒に関する事 ○ 避難路及び緊急交通路の確保に関する事 ○ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事 ○ 広報活動に関する事 ○ 死体の見分・検視に関する事 													
7	<p>(略)</p> <p>6 指定地方行政機関</p>	<p>(略)</p> <p>6 指定地方行政機関</p>													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 九州管区警察局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 ○ 広域的な交通規制の指導調整に関する事 ○ 災害時における他管区警察局との連携に関する事 ○ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 ○ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事 ○ 災害時における警察通信の運用に関する事 ○ 津波警報等の伝達に関する事 </td> </tr> <tr> <td>(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧事業費の査定立会に関する事 ○ 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ金の貸付を希望する場合の適切な短期貸付の措置に関する事 ○ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起す場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関する事 ○ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関する事 ○ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認めら </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務	(1) 九州管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 ○ 広域的な交通規制の指導調整に関する事 ○ 災害時における他管区警察局との連携に関する事 ○ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 ○ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事 ○ 災害時における警察通信の運用に関する事 ○ 津波警報等の伝達に関する事 	(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧事業費の査定立会に関する事 ○ 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ金の貸付を希望する場合の適切な短期貸付の措置に関する事 ○ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起す場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関する事 ○ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関する事 ○ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認めら 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機 関 名</th> <th style="width: 80%;">処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 九州管区警察局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 ○ 広域的な交通規制の指導調整に関する事 ○ 災害時における他管区警察局との連携に関する事 ○ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 ○ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事 ○ 災害時における警察通信の運用に<u>関</u>する事 ○ 津波警報等の伝達に関する事 </td> </tr> <tr> <td>(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧事業費の査定立会に関する事 ○ 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ<u>資金</u>の貸付を希望する場合の適切な短期貸付の措置に関する事 ○ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起す場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関する事 ○ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関する事 ○ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認めら </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務	(1) 九州管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 ○ 広域的な交通規制の指導調整に関する事 ○ 災害時における他管区警察局との連携に関する事 ○ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 ○ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事 ○ 災害時における警察通信の運用に<u>関</u>する事 ○ 津波警報等の伝達に関する事 	(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧事業費の査定立会に関する事 ○ 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ<u>資金</u>の貸付を希望する場合の適切な短期貸付の措置に関する事 ○ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起す場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関する事 ○ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関する事 ○ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認めら 	
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務														
(1) 九州管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 ○ 広域的な交通規制の指導調整に関する事 ○ 災害時における他管区警察局との連携に関する事 ○ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 ○ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事 ○ 災害時における警察通信の運用に関する事 ○ 津波警報等の伝達に関する事 														
(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧事業費の査定立会に関する事 ○ 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ金の貸付を希望する場合の適切な短期貸付の措置に関する事 ○ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起す場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関する事 ○ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関する事 ○ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認めら 														
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務														
(1) 九州管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域緊急援助隊等の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事 ○ 広域的な交通規制の指導調整に関する事 ○ 災害時における他管区警察局との連携に関する事 ○ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 ○ 災害に関する情報の収集及び連絡調整に関する事 ○ 災害時における警察通信の運用に<u>関</u>する事 ○ 津波警報等の伝達に関する事 														
(2) 福岡財務支局 (佐賀財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧事業費の査定立会に関する事 ○ 緊急を要する災害復旧事業等のため、地方公共団体が災害つなぎ<u>資金</u>の貸付を希望する場合の適切な短期貸付の措置に関する事 ○ 災害復旧事業等に要する経費の財源として地方公共団体が地方債を起す場合に、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置することに関する事 ○ 防災のため必要があると認められるとき、関係法令等の定めるところにより、管理する国有財産の適切な無償貸付等の措置に関する事 ○ 関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認めら 														

項	現行		修正後		備考
		られる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関すること		れる範囲内で、金融機関に対する緊急措置の適切な指導に関すること	
	(3) 九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害状況の情報収集 ○ 関係職員の現地派遣 ○ 関係機関との連絡調整 	(3) 九州厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害状況の情報収集 ○ 関係職員の現地派遣 ○ 関係機関との連絡調整 	
	(4) 九州農政局 (佐賀地域センター)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土保全事業（農地海岸保全事業、農地防災事業等）の推進に関すること ○ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の情報収集に関すること ○ 生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導に関すること ○ 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関すること ○ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導とこれらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること ○ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること ○ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること ○ 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関すること ○ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての緊急消費者相談窓口の設置に関すること 	(4) 九州農政局 (佐賀地域センター)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国土保全事業（農地海岸保全事業、農地防災事業等）の推進に関すること ○ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の情報収集に関すること ○ 応急用食料の調達・供給及び一般食料、農畜産用資材等の円滑な供給に関すること ○ 農作物等の病虫害防除に関する応急措置についての指導に関すること ○ 被災農地、農業用施設等の応急措置についての指導とこれらの災害復旧事業の実施及び指導に関すること ○ 直接管理している、又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置に関すること ○ 地方公共団体の要請に応じた農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等に関すること ○ 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等についての指導に関すること ○ 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談窓口の設置に関すること 	
8	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務	
	(5) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林治山による災害防止に関すること ○ 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること ○ 災害対策用木材（国有林）の払下げに関すること ○ 林野火災対策に関すること 	(5) 九州森林管理局 (佐賀森林管理署)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林治山による災害防止に関すること ○ 国有保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること ○ 災害対策用木材（国有林）の払下げに関すること ○ 林野火災対策に関すること 	
	(6) 九州経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること ○ 災害時の物価安定対策に関すること ○ 被災商工業者への支援に関すること 	(6) 九州経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること ○ 災害時の物価安定対策に関すること ○ 被災商工業者への支援に関すること 	
	(7) 九州産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策に関すること 	(7) 九州産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガス及び電気施設等の保安対策に関すること 	
	(8) 九州運輸局 (佐賀運輸支局)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における輸送用車輛のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関すること ○ 自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること ○ 運送等の安全確保に関する指導等に関すること ○ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること 	(8) 九州運輸局 (佐賀運輸支局)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における輸送用車輛のあっせん・確保、船舶の調達・あっせんに関すること ○ 自動車運送事業者に対する運送命令等に関すること ○ 運送等の安全確保に関する指導等に関すること ○ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整に関すること 	
	(9) 大阪航空局 (福岡空港事務所、佐賀空港出張所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること ○ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ○ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること 	(9) 大阪航空局 (福岡空港事務所、佐賀空港出張所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における航空機による輸送の安全確保に必要な措置に関すること ○ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること ○ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること 	
	(10) 福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象・水象・地象（地震にあつては、地震動に限る）に関する予報・注意報・警報の発表及び伝達に関すること ○ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること ○ 津波警報等・地震及び津波に関する情報の発表及び伝達に関すること 	(10) 福岡管区气象台 (佐賀地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象・水象・地象（地震にあつては、地震動に限る）に関する予報・注意報・警報の発表及び伝達に関すること ○ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること ○ 津波警報等・地震及び津波に関する情報の発表及び伝達に関するこ 	

項	現行		修正後		備考	
9		<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における気象資料の提供に関すること ○ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること 		と		
	(11) 九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常通信体制の整備に関すること ○ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ○ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出しに関すること ○ 災害時における電気通信の確保に関すること ○ 非常通信の統制、管理に関すること ○ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること 	(11) 九州総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非常通信体制の整備に関すること ○ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ○ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出しに関すること ○ 災害時における電気通信の確保に関すること ○ 非常通信の統制、管理に関すること ○ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること 		
	(12) 佐賀労働局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場、事業所における労働災害の防止のための指導等に関すること 	(12) 佐賀労働局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工場、事業所における労働災害の防止のための指導等に関すること 		
	(13) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、筑後川河川事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関すること ○ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること ○ 水防警報の発表及び伝達に関すること ○ 水防活動の指導に関すること ○ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ○ 高潮、津波災害等の予防に関すること ○ <u>港湾、海岸</u>、河川災害対策に関すること ○ 大規模災害時における緊急対応の実施に関すること 	(13) 九州地方整備局 (佐賀国道事務所、筑後川河川事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直轄公共土木施設の防災管理及び被災時の復旧に関すること ○ 指定河川の洪水注意報・警報の発表及び伝達に関すること ○ 水防警報の発表及び伝達に関すること ○ 水防活動の指導に関すること ○ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ○ 高潮、津波災害等の予防に関すること ○ 河川災害対策に関すること ○ 大規模災害時における緊急対応の実施に関すること 		
	7 指定公共機関		7 指定公共機関			
		機 関 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務	
		(1) 西日本電信電話株式会社 (佐賀支店)	○ 電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること	(1) 西日本電信電話株式会社 (佐賀支店)	○ 電気通信設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること	
		(2) 株式会社NTTドコモ (佐賀支店)	○ 気象警報、津波警報の伝達に関すること ○ 災害時における通信の確保に関すること	(2) 株式会社NTTドコモ (佐賀支店)	○ 気象警報、津波警報の伝達に関すること ○ 災害時における通信の確保に関すること	
		(3) KDDI株式会社		(3) KDDI株式会社		
		(4) ソフトバンク <u>モバイル</u> 株式会社		(4) ソフトバンク株式会社		
		(5) 日本銀行 (福岡支店、佐賀事務所)	○ 通貨の円滑な供給確保に関すること ○ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること	(5) 日本銀行 (福岡支店、佐賀事務所)	○ 通貨の円滑な供給確保に関すること ○ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等に関すること	
		(6) 日本赤十字社 (佐賀県支部)	○ 災害時における医療救護の実施に関すること ○ 災害時における血液製剤の供給に関すること ○ 義援金品の募集、配分に関すること ○ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること	(6) 日本赤十字社 (佐賀県支部)	○ 災害時における医療救護の実施に関すること ○ 災害時における血液製剤の供給に関すること ○ 義援金品の募集、配分に関すること ○ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること	
		(7) 日本放送協会 (佐賀放送局)	○ 市民に対する防災知識の普及に関すること ○ 気象（津波）予警報等の周知に関すること ○ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること ○ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関すること	(7) 日本放送協会 (佐賀放送局)	○ 市民に対する防災知識の普及に関すること ○ 気象（津波）予警報等の周知に関すること ○ 災害情報（被害状況、応急対策の実施状況等）の周知に関すること ○ 社会事業団等による義援金品の募集、配分に係る広報に関すること	
	(8) 西日本高速道路株式会社 (九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米高速道路事務所)	○ 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関すること	(8) 西日本高速道路株式会社 (九州支社、佐賀高速道路事務所、久留米高速道路事務所)	○ 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧に関すること		
	(9) 九州旅客鉄道株式会社 (鳥栖駅)	○ 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ○ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ○ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること	(9) 九州旅客鉄道株式会社 (鳥栖駅)	○ 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ○ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関すること ○ 災害時における鉄道輸送の確保に関すること		

項	現行		修正後		備考
10	(10) 日本貨物鉄道株式会社(九州支社)	○ 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ○ 災害対策に必要な物資の緊急輸送の協力に関する事 ○ 災害時における鉄道輸送の確保に関する事	(10) 日本貨物鉄道株式会社(九州支社)	○ 鉄道施設等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ○ 災害対策に必要な物資、 <u>人員</u> の緊急輸送の協力に関する事 ○ 災害時における鉄道輸送の確保に関する事	
	(11) 日本通運株式会社(鳥栖支店)	○ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事	(11) 日本通運株式会社(鳥栖支店)	○ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事	
	(12) 九州電力株式会社(鳥栖営業所)	○ 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ○ 災害時における電力供給の確保に関する事	(12) 九州電力株式会社(鳥栖営業所)	○ 電力施設・設備の整備、防災管理及び被災時の復旧に関する事 ○ 災害時における電力供給の確保に関する事	
	(13) 日本郵便株式会社(鳥栖郵便局)	○ 災害時における郵政業務の確保に関する事 ○ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事	(13) 日本郵便株式会社(鳥栖郵便局)	○ 災害時における郵政業務の確保に関する事 ○ 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事	
	8 指定地方公共機関		8 指定地方公共機関		
	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 及 び 業 務	
	(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	○ 災害時における入院患者等の安全確保に関する事 ○ 被災者に対する医療救護の実施に関する事	(1) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	○ 災害時における入院患者等の安全確保に関する事 ○ 被災者に対する医療救護の実施に関する事	
	(2) 一般社団法人佐賀県LPガス協会(鳥栖支部)	○ LPガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関する事	(2) 一般社団法人佐賀県LPガス協会(鳥栖支部)	○ LPガス施設の防災対策及び災害時における点検・供給対策に関する事	
	(3) 公益社団法人佐賀県トラック協会	○ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事	(3) 公益社団法人佐賀県トラック協会	○ 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力に関する事	
	(4) 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会		(4) 一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会		
	(5) 株式会社エフエム佐賀	○ 市民に対する防災知識の普及に関する事 ○ 気象(津波)予警報等の周知に関する事	(5) 株式会社エフエム佐賀	○ 市民に対する防災知識の普及に関する事 ○ 気象(津波)予警報等の周知に関する事	
	(6) 株式会社サガテレビ	○ 災害情報(被害状況、応急対策の実施状況等)の周知に関する事	(6) 株式会社サガテレビ	○ 災害情報(被害状況、応急対策の実施状況等)の周知に関する事	
	(7) 長崎放送株式会社NBCラジオ佐賀局		(7) 長崎放送株式会社NBCラジオ佐賀局		
	(8) 一般社団法人佐賀県医師会(鳥栖三養基医師会)	○ 災害時における医療救護活動への協力に関する事	(8) 一般社団法人佐賀県医師会(鳥栖三養基医師会)	○ 災害時における医療救護活動への協力に関する事	
(9) 公益社団法人佐賀県栄養士会	○ 災害時における栄養・食生活指導、支援に関する事	(9) 公益社団法人佐賀県栄養士会	○ 災害時における栄養・食生活指導、支援に関する事		
(10) 公益社団法人佐賀県看護協会	○ 災害時における看護、保健指導に関する事	(10) 公益社団法人佐賀県看護協会	○ 災害時における看護、保健指導に関する事		
(11) 一般社団法人佐賀県歯科医師会(三養基・鳥栖地区歯科医師会)	○ 災害時における医療救済活動への協力に関する事 ○ 身元確認に対する協力に関する事	(11) 一般社団法人佐賀県歯科医師会(三養基・鳥栖地区歯科医師会)	○ 災害時における医療救済活動への協力に関する事 ○ 身元確認に対する協力に関する事		
(12) 一般社団法人佐賀県薬剤師会(鳥栖三養基薬剤師会)	○ 災害時における医療救済活動への協力に関する事 ○ 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関する事	(12) 一般社団法人佐賀県薬剤師会(鳥栖三養基薬剤師会)	○ 災害時における医療救済活動への協力に関する事 ○ 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の供給・管理に関する事		
(13) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会(鳥栖市社会福祉協議会)	○ 災害ボランティアに関する事 ○ 生活福祉資金の貸付けに関する事 ○ 市が行う被災者状況調査の協力に関する事	(13) 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会(鳥栖市社会福祉協議会)	○ 災害ボランティアに関する事 ○ 生活福祉資金の貸付けに関する事 ○ 市が行う被災者状況調査の協力に関する事		

項	現行	修正後	備考		
11	9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等		9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等		
	機関名	処理すべき事務及び業務	機関名		処理すべき事務及び業務
	(1) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合	○ 市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること	(1) 農業協同組合、農業共済組合、森林組合及び漁業協同組合		○ 市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること
	(2) 鳥栖商工会議所	○ 市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること	(2) 鳥栖商工会議所		○ 市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力に関すること
	(3) 鳥栖市区長連合会	○ 市域内の災害対策への協力に関すること	(3) 鳥栖市区長連合会		○ 市域内の災害対策への協力に関すること
	(4) 鳥栖市婦人連絡協議会	○ 避難行動要支援者対策への協力に関すること	(4) 鳥栖市婦人連絡協議会		○ 避難行動要支援者対策への協力に関すること
	(5) 鳥栖市民生委員児童委員連絡協議会		(5) 鳥栖市民生委員児童委員連絡協議会		
	(6) 水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者	○ 水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ○ 災害時における給水の確保に関すること	(6) 水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者		○ 水道施設、水道用水供給施設、工業用水道施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ○ 災害時における給水の確保に関すること
	(7) 電気通信事業者 (西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社を除く)	○ 電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ○ 災害時における通信の確保に関すること	(7) 電気通信事業者 (西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社を除く)		○ 電気通信設備等の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ○ 災害時における通信の確保に関すること
	(8) 鳥栖ガス株式会社、液化石油ガス（LPガス）事業者	○ ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ○ 災害時におけるガス供給の確保に関すること	(8) 鳥栖ガス株式会社、液化石油ガス（LPガス）事業者		○ ガス施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること ○ 災害時におけるガス供給の確保に関すること
	(9) 国立大学法人佐賀大学医学部付属病院	○ 災害時における入院患者等収容者の安全確保に関すること ○ 被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関すること	(9) 国立大学法人佐賀大学医学部付属病院		○ 災害時における入院患者等収容者の安全確保に関すること ○ 被災者に対する医療救護の実施及び収容保護に関すること
	(10) 病院等医療施設の管理者		(10) 病院等医療施設の管理者		
	(11) 社会福祉施設の管理者	○ 災害時における施設入所者の安全確保に関すること	(11) 社会福祉施設の管理者		○ 災害時における施設入所者の安全確保に関すること
	(12) 私立学校等の設置者等	○ 災害時における幼児、児童及び生徒、学生の安全確保に関すること ○ 災害時における文教対策の実施に関すること	(12) 私立学校等の設置者等		○ 災害時における幼児、児童及び生徒、学生の安全確保に関すること ○ 災害時における文教対策の実施に関すること
	(13) 道路・下水道施設・河川・砂防施設等・治山施設・ため池等農業用排水施設の各管理者・施行者	○ 所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること	(13) 道路・下水道施設・河川・砂防施設等・治山施設・ため池等農業用排水施設の各管理者・施行者		○ 所管施設の整備、防災管理及び被災時の復旧に関すること
(14) 危険施設等の管理者	○ 災害時における危険物施設、高圧ガス施設、LPガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関すること	(14) 危険施設等の管理者	○ 災害時における危険物施設、高圧ガス施設、LPガス施設、火薬類施設、放射性物質取扱施設及び毒物・劇物施設の安全確保に関すること		
(15) その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	○ 法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること	(15) その他法令又はこの計画により防災に関する責務を有する者	○ 法令又はこの計画に定められた防災対策に関すること		

項	現行	修正後	備考
13	<p>第3章 本市の概況</p> <p>第1節 自然的環境</p> <p>1 位置・面積 本市は、佐賀県の東部に位置し、北は三養基郡基山町、福岡県筑紫野市及び筑紫郡那珂川町と接し、南は筑後川を境に福岡県久留米市と接している。東は福岡県小郡市、西は三養基郡みやき町に接し、市の総面積は71.72km²である。市庁舎は、東経130度30分、北緯33度22分に位置し、標高は23.5mである。</p> <p>2 ～ 3 (略)</p> <p>第2節 社会的環境</p> <p>災害は、自然的環境ばかりでなく次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市化に伴う人口の密集化、建物の高層化、近隣扶助意識の低下 ○ 都市内の公園、オープンスペースといった土地利用の状況 ○ 高齢化、国際化に伴う高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の増加 ○ ライフライン（電力、上・下水道、電話等）、交通ネットワーク、コンピュータ等への依存度の増大 ○ インフラ整備に伴う災害発生の減少からくる市民の防災意識の低下 	<p>第3章 本市の概況</p> <p>第1節 自然的環境</p> <p>1 位置・面積 本市は、佐賀県の東部に位置し、北は三養基郡基山町、福岡県筑紫野市及び那珂川市と接し、南は筑後川を境に福岡県久留米市と接している。東は福岡県小郡市、西は三養基郡みやき町に接し、市の総面積は71.72km²である。市庁舎は、東経130度30分、北緯33度22分に位置し、標高は23.5mである。</p> <p>2 ～ 3 (略)</p> <p>第2節 社会的環境</p> <p>災害は、自然的環境ばかりでなく次のような社会的環境により、その態様及び被害の程度等が異なってくるものであることから、防災を取り巻く社会的環境の変化に十分配慮しつつ、防災対策を推進することが肝要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市化に伴う人口の密集化、建物の高層化、近隣扶助意識の低下 ○ 都市内の公園、オープンスペースといった土地利用の状況 ○ 高齢化、国際化に伴う高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の増加 ○ ライフライン（電力、上・下水道、電話等）、交通ネットワーク、コンピュータ等への依存度の増大 ○ インフラ整備に伴う災害発生の減少からくる市民の防災意識の低下 	